

# 権原市立真菅小学校 いじめ防止基本方針

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、広く子どもの人権を侵害する行為であるとともに、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

のことから、本校では、全ての教職員が、いじめは重大な人権問題であり、決して許すことのできない行為であるとの認識のもと、学校教育全体を通して、児童一人一人に「いじめを決して行わない」「いじめを決して許さない」という認識と、そのことを実践できる資質を養い、「いじめのない学校」づくりを目指すものである。

のために、教職員自らが、「いじめを決して許さない」「いじめを見逃さない」という決意のもと、いじめの問題への理解を深め、常に対応力を向上させるよう研鑽するとともに、全教職員が組織的に取組を進めることにより、学校生活の中で、児童が生き生きと活動できる環境づくりに努める。

## 1 いじめ防止等のための基本的な事項

### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「いじめ防止対策推進法 第2条」より

- 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要である。
- 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
- 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
- いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。
- けんかやふざけあいと見えるものの中にもいじめがあると考え、いじめの認知に当たる必要がある。

## (2) いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方

- いじめは決して許されることのない重大な人権侵害である。  
いじめは児童の尊厳を深く傷つけるものであり、重大な人権侵害である。全ての児童の人権が守られ、安心して学校生活を送れるよう取り組む。
- いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こり得るものである。  
児童間のトラブルやけんか、ふざけあいと見えるものの中にもいじめがあると考え、限定的に解釈せず認知にあたる。
- 互いに人格を尊重できる豊かな人間関係を築く。  
いじめについて児童に十分な理解を促すとともに、児童が互いの人格を尊重できる人間関係づくり、学級・学校づくりを行う。
- 地域社会全体で取り組む  
校外で起こるいじめもあることから、日ごろから家庭・地域・関係機関等と密接に連携した取組を行う。

## 2 いじめ防止のための体制

### (1) いじめ防止等のための組織

学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の管理職及び複数の教員等で構成する「いじめ問題対策委員会」を設置する。さらに、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールライフサポーター、その他外部専門家から適切な支援を得ながら対応する。

当該組織は、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、

- 本校の基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割
- いじめの相談・通報の窓口としての役割
- いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割

【別紙1】

### (2) いじめ防止等に係る年間計画

いじめの未然防止・早期発見のためには、学校全体で組織的、計画的に取り組む必要があることから、いじめ防止等に係る年間計画を別に定める。

年間計画の作成にあたっては、児童への指導・職員研修・保護者や関係機関との連携等に留意する。

【別紙2】

### 3 いじめ防止等に関する取組

いじめの防止等の取組を実効的なものとするためには、児童の主体性を尊重し、児童の思いを大切した取組を進めることが重要である。また、いじめ事案に適切に対応していくために、教職員は豊かな人間性や社会性を有することが求められる。さらに、自らの人権感覚や人権意識を高め、一人一人の児童をここに存在しているということのみで「かけがえのない存在」として捉え、児童と共感的関係や信頼関係を築くことが必要である。そのためにも研鑽を積みながら、教職員一丸となって対応を行うものとする。

#### (1) いじめの防止

- 一人一人の児童に寄り添い、児童の思いを受けとめることのできるぬくもりのある教職員集団をつくる。
- 教職員間で相談・協力できる風通しの良い職場環境をつくる。
- 児童の主体性を尊重した学級経営や教育活動を展開することを通して、児童の居場所づくり、絆づくりを行い、いじめを許さない雰囲気の醸成に努める。
- 児童の人権意識の高揚と自尊感情を高める取組を推進する。
- 児童自らがいじめの問題について考え、主体的にいじめの防止に向けて行動を起こせるような取組を進める。
- 授業改善の取組や個に応じた学習支援を推進するとともに、表現力やコミュニケーション能力を身に付けるための学び（考え、議論すること）の実践に努める。
- 教職員間で引継ぎや共通理解が確実に行えるよう工夫して取り組む。
- 情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための学習の充実を図る。

#### (2) いじめの早期発見

- 教職員の多忙を改善し、教職員がゆとりをもって児童と向き合う環境を整える。
- 児童との信頼関係を築き、小さな変化を見逃さないようにする。また、児童の話を耳を傾聴するなど日頃から相談しやすい雰囲気を作つておく。
- カウンセラーの紹介やいじめの相談の窓口があることを日常的に発信し、児童や保護者に周知する。
- 「様子がおかしい」と感じた児童がいる場合には、学年会や指導部会等で気付いたことを共有し、大勢の目で児童を見守る。
- 児童の様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を確かめる。解決すべき問題がある場合は、担任や学年等で教育相談活動を行い、悩み等を聴き児童理解に努める。
- 休み時間等の授業時間以外の児童の様子に目を配り、アンケートや面談、日記などから、交友関係や悩み、困り感などを把握することに努める。
- 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえ

た適切な指導を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

### (3) いじめへの対応

- いじめ事象（疑われるものも含める）を確認した場合、いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な対応を行い、解決に向けて教職員一人で抱え込むことなく、「いじめ問題対策委員会」で協議し、被害児童をいじめから徹底して守るとともに、心のケア等の必要な支援を行う。
- 当事者の児童の話を十分に聴き取り、児童の気持ちを尊重した対応を心がける。
- 正確に情報を把握することが重要であるため、主観を排し 5 W I H（いつ、どこで、だれが、何を、なぜ）を複数人で聞き取りし、時系列に留意して記録し、教職員間の共通理解を徹底する。
- 加害児童に対して、その行為について指導した上で、いじめを行う背景や抱えている課題等を究明し、今後の成長につながるような指導・支援を行う。また、必要に応じて適切に専門機関につなげる。

### (4) 再発防止等の取組

- いじめは再発しやすいことから、早々に解決したと判断せず継続的に見守る。
- いじめが解消したとみられる場合でも、いじめを受けた児童の自尊感情の低下や心的外傷後ストレス障害傾向を示すことが考えられる。そのため、いじめを受けた児童を十分観察し、場合によっては医療機関や児童相談所等の関係機関とも連携し、心のケアや支援を行う。
- 情報モラルや情報リテラシーを身に付け、情報に関する問題に適切に関わり、自他の人権を尊重しようとする態度を培う教育を推進する。また、保護者にもインターネット上のいじめの現状や人権侵害につながることについての啓発に努める。

## 4 重大事態への対応

- 児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、速やかに樺原市教育委員会に報告を行うとともに、いじめ問題対策委員会により早急に調査を行い事態の解決に当たる。
- 事態によっては、樺原市及び樺原市教育委員会が重大事態を調査するために設置する組織や付属機関等への積極的な資料提供等に協力し、事態の速やかな解決に向けて対応する。
- 調査後は、調査結果を重んじるとともに、加害児童等に対する指導内容や教職員に対する聞き取りのうえ、改めて事実関係を把握し、再発防止に努める。
- 調査結果を公表する場合、いじめ被害側・加害側双方に公表の方法・内容を確認

のうえ対応する。

## 5 いじめ防止基本方針の評価と検証及び見直し等について

学校は、より実効性の高い取組を実施するため、学校いじめ防止基本方針に基づく取組について学校評価等を用いて検証し、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図り、必要に応じて学校いじめ防止基本方針の見直し等を行う。

## 6 その他

開かれた学校となるよう、いじめ防止等についても学校いじめ防止基本方針をはじめ、学校の状況・取組等を学校ＨＰや学校だより等で積極的に情報発信するとともに、家庭や地域等からの意見も聴取することに留意する。

### いじめ問題対策委員会

校長・教頭・教務・生徒指導主任・人権教育推進教員  
学年代表・教育相談部長・特別支援担任代表、  
いじめ不登校対策指導員、該当学級担任、養護教諭等  
※必要に応じて臨床心理士等の外部専門家、該当児童  
保護者・PTA代表・主任児童委員の参加を願う

- 学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を設置する。
- 委員会を中心として、特定の教員がいじめ問題を抱え込むことのないように、教職員全体で共通理解を図り、報告・連絡・相談・記録を確實に行い、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。

### 組織対応の流れ



## いじめ防止等に係る年間計画

【別紙2】

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	職員研修 いじめ問題対策 児童共通理			職員研修 いじめ問題 職員研修 人権教育 職員研修		いじめ問題対策委員会② 人権をたしかめ合う日の取組 いじめ防止プラットフォーム(9月~随時)
未然防止	情報モラルやメディアリテラシーに関する指導(年間を通して随時)	人権をたしかめ合う日の取組	人権をたしかめ合う日の取組	人権をたしかめ合う日の取組		人権をたしかめ合う日の取組 いじめ防止プラットフォーム(9月~随時) 「こころと生活等に関するアンケート」(3年生以上) 人権講演会
早期発見	教育相談(年間を通して随時) 家庭訪問		児童いじめアンケート調査①	学校生活アンケート調査 個人懇談	スクリーニング会議	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修		いじめ問題対策委員会③		いじめ問題対策委員会④	児童共通理	いじめ問題対策委員会⑤ ・まとめ ・次年度計画
未然防止	人権をたしかめ合う日の取組	人権をたしかめ合う日の取組	人権をたしかめ合う日の取組 保護者アンケート調査	人権をたしかめ合う日の取組	人権をたしかめ合う日の取組	
早期発見		教育相談週間 学校生活アンケート調査	個人懇談 児童いじめアンケート調査②			

### 未然防止に向けて

- 認め合い支え合う集団づくり
  - ・「居場所」づくりと「絆」づくり
  - ・「自己有用感」、「自己肯定感」を育む授業や学校行事等
  - ・児童の行う自主的ないじめ防止等に関わる活動への支援
- 人権意識の高揚と豊かな心の育成
  - ・人権教育の充実
  - ・道徳教育の充実
- 情報教育の充実
  - ・情報モラル教育の推進
  - ・フィルタリング利用と家庭におけるインターネット・SNS利用のルールづくり等の啓発
- 児童等の様子の把握
  - ・児童の実態把握及び共感的児童理解
- 保護者・地域・関係機関との連携
  - ・保護者への啓発と情報発信
  - ・地域への情報発信と関係機関との連携

### 早期発見に向けて

- 情報の収集
  - ・教職員の“気付く力”を高める
    - ※ 校内職員研修の実施  
校外で行われる研修会への参加
  - ・児童等、保護者、地域からの情報収集
  - ・休み時間等の校内巡視
  - ・定期的な面談による情報収集  
(児童等・保護者)
  - ・アンケート調査の定期的な実施
    - ※ 児童等アンケート調査の実施  
保護者アンケート調査の実施
- 相談体制の充実
  - ・いじめ相談窓口の設置(校内)
  - ・いじめ相談窓口の周知(校外)
- 情報の共有
  - ・報告の徹底と、全教職員による情報共有
  - ・要配慮児童等の情報共有